

公 告

平成31年4月18日

「サマーフェスタ2019」における臨時売店の出店に関する 業者の募集について

小中学生を対象として、基地開放、装備品展示、艦艇公開、体験航海及び音楽隊演奏等を実施する「サマーフェスタ2019」における臨時売店出店業者を次のとおり募集します。

1 応募資格

以下のほか、募集要領のとおり。

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できること。
- (3) 商業施設等で店舗を持ち、継続的かつ日常的に営業していること。

2 店舗設置場所

神奈川県横須賀市西逸見町1丁目無番地
海上自衛隊横須賀地方総監部地区岸壁付近

3 出店条件

(1) 出店方法

国有財産法第18条第6項に基づく、行政財産の使用許可により出店する。

(2) 出店日

平成31年8月3日（土）

(3) 出店予定数

8店舗程度

4 使用料等

国有財産使用料

1日あたり、16,000円程度

5 募集要領の配布

(1) 期 間

平成31年4月18日（木）12時から5月24日（金）16時45分まで。

(2) 場 所

海上自衛隊横須賀地方総監部管理部厚生課（担当：廣田）

電話：046-822-3500（内線2267）

6 その他

細部については、募集要領による。

『「サマーフェスタ2019」における臨時売店』

募 集 要 領

募 集 要 領

1 概 要

小中学生を対象として、基地開放、装備品展示、艦艇公開、体験航海及び音楽隊演奏等を実施する「サマーフェスタ2019」における臨時売店出店業者を次のとおり募集する。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できること。
- (3) 商業施設等で店舗を持ち、継続的かつ日常的に営業していること。

3 店舗設置場所

神奈川県横須賀市西逸見町1丁目無番地
海上自衛隊横須賀地方総監部地区岸壁付近

4 出店条件

- (1) 出店方法
国有財産法第18条第6項に基づく、行政財産の使用許可により出店する。
- (2) 出店日
平成31年8月3日（土）
- (3) 出店予定数
8店舗程度（1店舗 32.0㎡）
- (4) 出店位置
出店業者決定後、指示する。
- (5) その他
別添仕様書のとおり。

5 使用料等

- (1) 国有財産使用料
16,000円程度
- (2) 産廃処分費（飲食物販売業者のみ。）
後日通知する。

6 応募手続き等

(1) 申請書等の提出

設置を希望する者は、次の書類を期限までに提出すること。

なお、提出された書類は、返却しない。

ア 提出書類

(ア) 申請書 1 部 (別紙様式第 1)

(イ) 国有財産使用申請書 1 部 (別紙様式第 2)

(ウ) その他関係書類各 1 部

a 業務確約書 (別紙様式第 3)

b 戸籍謄本 (法人である業者にあつては、登記簿謄本)

c 営業経歴書、財務諸表 (直近のもの。)

d 平成 30 年度分の法人税又は所得税に関する納税証明書

e 会社概要 (任意様式、パンフレット可)

f 都道府県知事の発行した営業許可書の写 (飲食類販売店舗のみ。)

(注) 防衛省競争参加資格 (全省庁統一資格) を有する者に限り、「資格決定通知書」の写を、b、c 及び d に定める書類に代えることができる。

(エ) 企画提案書 1 部

以下の事項について、必ず記載又は資料を添付すること。

a 主な販売予定商品・販売価格表 (別紙様式第 4)

b 従業員管理 (身元管理、健康管理等) 及び人員配置

c ゴミ・廃棄物の処分方法

d 衛生管理方法 (飲食類販売店舗のみ。)

e クレーム・要望等が発生した場合及び事故・トラブル発生時の対処方法

f その他 (アピールポイント等)

(オ) 誓約書 (別紙様式第 5)

(カ) 使用する機材及び消火器等 (別紙様式第 6)

(キ) 役員等名簿 (別紙様式 7)

イ 提出期限

平成 31 年 5 月 24 日 (金) 16 時 45 分まで。

ウ 提出先

海上自衛隊横須賀地方総監部管理部厚生課 (担当: 廣田)

〒238-0046 神奈川県横須賀市西逸見町 1 丁目無番地

電話 046-822-3500 (内線 2267)

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

- ア 期限を過ぎて書類が提出された場合
- イ 書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合
- ウ 書類等に虚偽の記載があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- オ その他、違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

提出書類の変更（修正、差し替え、削除、追加）を禁止する。

7 選考の方法

企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、出店業者を決定する。決定業者については、31.6.7（木）までに横須賀地方隊ホームページ上で発表する他、出店可能業者についてのみ個別に通知する。

仕 様 書

1 業務件名

「サマーフェスタ2019」における臨時売店の設置及び経営

2 業務内容

売店（軽食、スナック及びグッズ等の販売）の設置及び経営の業務

3 相手方の決定

本業務を行う者については、海上自衛隊横須賀地方総監（以下「甲」という。）が決定する。

4 国有財産の使用許可

(1) 本業務を行う者は、売店等の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。

(2) 国有財産の使用許可は、南関東防衛局長が行う。

(3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。

ア 国有財産の使用許可の相手方（以下「乙」という。）が許可条件に違反したとき。

イ 乙が自己都合による業務の解除をするとき。

ウ 国において使用物件を必要とするとき。

エ 乙の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他の経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であるとき。

オ 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

カ 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、若しくは関与しているとき。

キ 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

ク 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(4) 使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消された場合は、乙は直ちに自己の負担で使用財産を現状に回復し、返還すること。

5 出店業者の資格

出店業者は、以下の条件を満たしていること。

- (1) 募集要領に示した公示の趣旨を理解した上で、それに沿うように売店を設置し、営業できること。
- (2) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (3) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
- (4) 国有財産使用許可書の仕様許可条件を遵守できること。
- (5) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。

6 国有財産使用料

- (1) 乙は、南関東防衛局に売店設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。
- (2) 国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額を前納することとし、期日までに納金しなかった場合は、延滞金が発生するものとする。

7 設置場所

売店の設置場所については、国有財産使用許可書において指定するものとする。

8 使用許可日

平成31年8月3日（土）

9 名義使用の制限

乙は、自己の営業上の取引に関して、甲の名義を使用してはならない。

10 管理責任

- (1) 乙は、自らの責任において売店を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 乙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関することなど、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。
- (3) 乙の従事者は、日本国籍を有する者とし、また、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。
- (4) 乙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について、関係法令及び規則等に基づき適正に行わなければならない。

11 情報保全の遵守

- (1) 乙は、甲及び担当職員（以下「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知りえた甲等に関する情報（書面等をもって甲等が乙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 乙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

12 損害賠償

乙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、乙等に対し一切の損害を賠償するものとする。

13 業務仕様

- (1) 乙は、自ら提出した企画提案書に基づき、業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容については、甲の了解なく変更しないこと。
ただし、乙は、食材、容器、燃料等の高騰に伴い販売商品の価格変更が必要となった場合は、甲と協議し、価格を変更することができる。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (3) 売店の設置、移設及び撤去に係る費用は、乙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (4) 乙は、庁舎内への出入り及び施設への立ち入りについては、庁舎内で定められた関係規則の手続きを行うとともに諸規定に従うものとし、許可を受けていない施設へは立ち入らないこと。
- (5) 販売商品の選定に当たり、消費者の需要が高い商品の提供に努めるものとする。
- (6) 乙は、業務に使用する物品が環境特定調達品目（環境物品等の調達の推進に関する基本方針）である場合、その基準を満たすものであること。
- (7) 乙は、営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合は、営業許可を取得した後、販売すること。
- (8) 乙は、本業務に要する設置、撤去及び光熱水料のほか、使用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。
- (9) 乙は、設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (10) 乙は、設置場所及び周辺で発生する業務上の廃棄物等は責任をもって処理し、回収した廃棄物等は法令に定めるリサイクル処理に努めるとともに、廃棄分の搬出入及びその方法については、担当職員の指示に従うこと。
- (11) 乙は、売上金額を平成31年8月5日（月）までに、担当職員に通知すること。
- (12) 乙は、本業務の従事者に係る書類（履歴書（写））など、甲が必要と判断した書類の提出を求められた場合には、担当職員に提出しなければならない。

- (13) 乙は、販売品目に重大なトラブル（異物混入、食中毒等）が発生した場合には、担当者に速やかに報告するとともに、直ちに商品を回収し、甲の指示（全商品の販売停止を含む。）に従わなければならない。
- (14) 乙は、使用物件の一部を第三者に転貸し、第三者と共同で使用してはならない。
- (15) 乙は、本仕様書に記載されている遵守項目に違反した場合及び故意の過失により甲、乙又は利用者に被害が発生した場合並びに発生する可能性があるとして甲が認めた場合、直ちに業務を取り消すとともに、次回以降、業務に従事できない。
- (16) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び乙の間で協議する。
- (17) 施設内はすべて禁煙とする。
- (18) 店舗の外で看板、グッズ並びにその他商品等を手に保持しまたはそれに類する行為をもって客引き等を行うことを一切禁じる。発見した場合、甲は乙に直ちに中止を命じることができ、従わない場合は営業を中止させる。
- (19) 営業中において、店舗外に商品の購入目的等で客の列が形成された場合、その列の管制等について乙は甲の指示に従うものとする。
- (20) 営業中において、演説、ビラ配り及び署名活動等の政治的活動を一切禁止する。本行為を実施した場合または本行為に該当すると甲が判断した場合、甲は警告することなく直ちに営業を中止させ、店舗を撤収させる。
- (21) 車両を用いて物品等を搬入する予定のある業者は、基地に入る1週間前までに車種、色、ナンバー及び人員等を甲に報告し、物品搬入当日は必ず報告した車両及び人員で来場するものとする。当日異なる車両または人員で来場した場合、いかなる理由があろうと車両及び人員の入場は許可しない。
- (22) 物品及び人員等を搬入または移送するため、基地内に駐車させることができる車両は、道路交通法で定める普通自動車以下の車両とし、また乗入許可台数は1業者につき3台までとする。
- (23) 当日の業務は、最低2人以上の人員で実施するものとする。

14 情報公開

本業務に関する行政文書の情報公開請求が行われた場合は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき、同法第5条第2項に該当する情報を除き開示するものとする。

15 その他

- (1) 甲はテントの貸付をするが、その設営及び撤収はすべて乙により実施すること。
- (2) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び乙の間で協議する。

申 請 書

平成 年 月 日

海上自衛隊横須賀地方総監 殿

本社（店）所在地：
商号又は名称：
代表者の氏名：
法人・個人の別： 法人・個人
担当者氏名：
電 話：
F A X：

神奈川県横須賀市西逸見町1丁目無番地に所在する海上自衛隊横須賀地方総監部
において、臨時売店の経営を希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約し
ます。

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用すること。

平成 年 月 日

防衛省所管国有財産部局長
南関東防衛局長 殿
(海上自衛隊横須賀地方総監 経由)

申請者

住 所

氏 名

印

国有財産使用許可申請書

下記のとおり国有財産を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

- 1 使用許可を受けようとする財産の口座名及び所在地

口座名	所在地
海上自衛隊横須賀地方総監部逸見庁舎	神奈川県横須賀市西逸見町無番地

- 2 使用許可を受けようとする財産の区分、種目及び数量

区 分：土 地

数 量：32.0㎡

- 3 用途及び利用計画

「位置図」、「求積図」のとおり。

- 4 使用しようとする理由

施設公開に伴う臨時売店として当該財産を使用するため。

- 5 使用期日

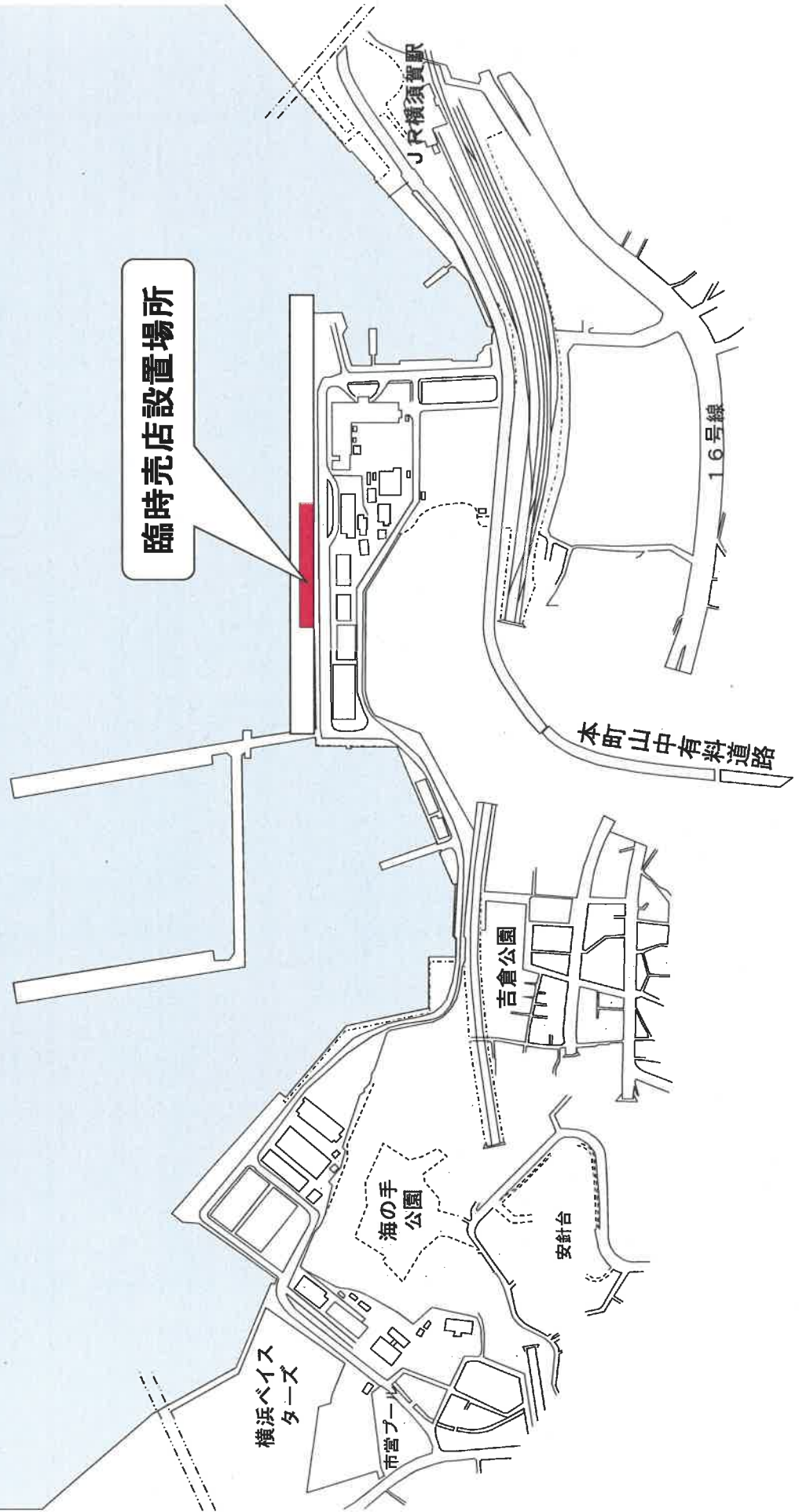
平成31年8月3日(土)

- 6 その他参考となる事項

(1) 添付書類：海上自衛隊横須賀地方総監部案内図及び臨時売店設置場所参考図(位置図)、求積図

(2) 納入告知の宛先：使用許可申請者と同じ。

位置図



売店設置図

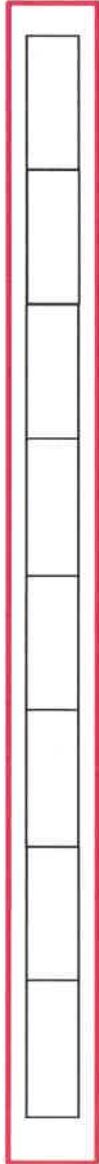
艦艇

消火栓

入口

出口

H岸壁



消火器

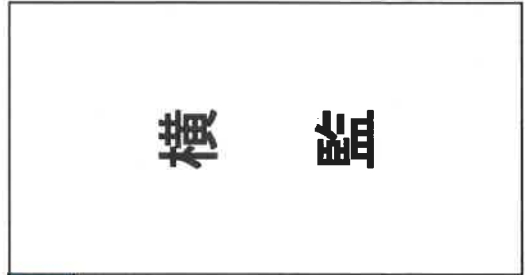
消火器

水道

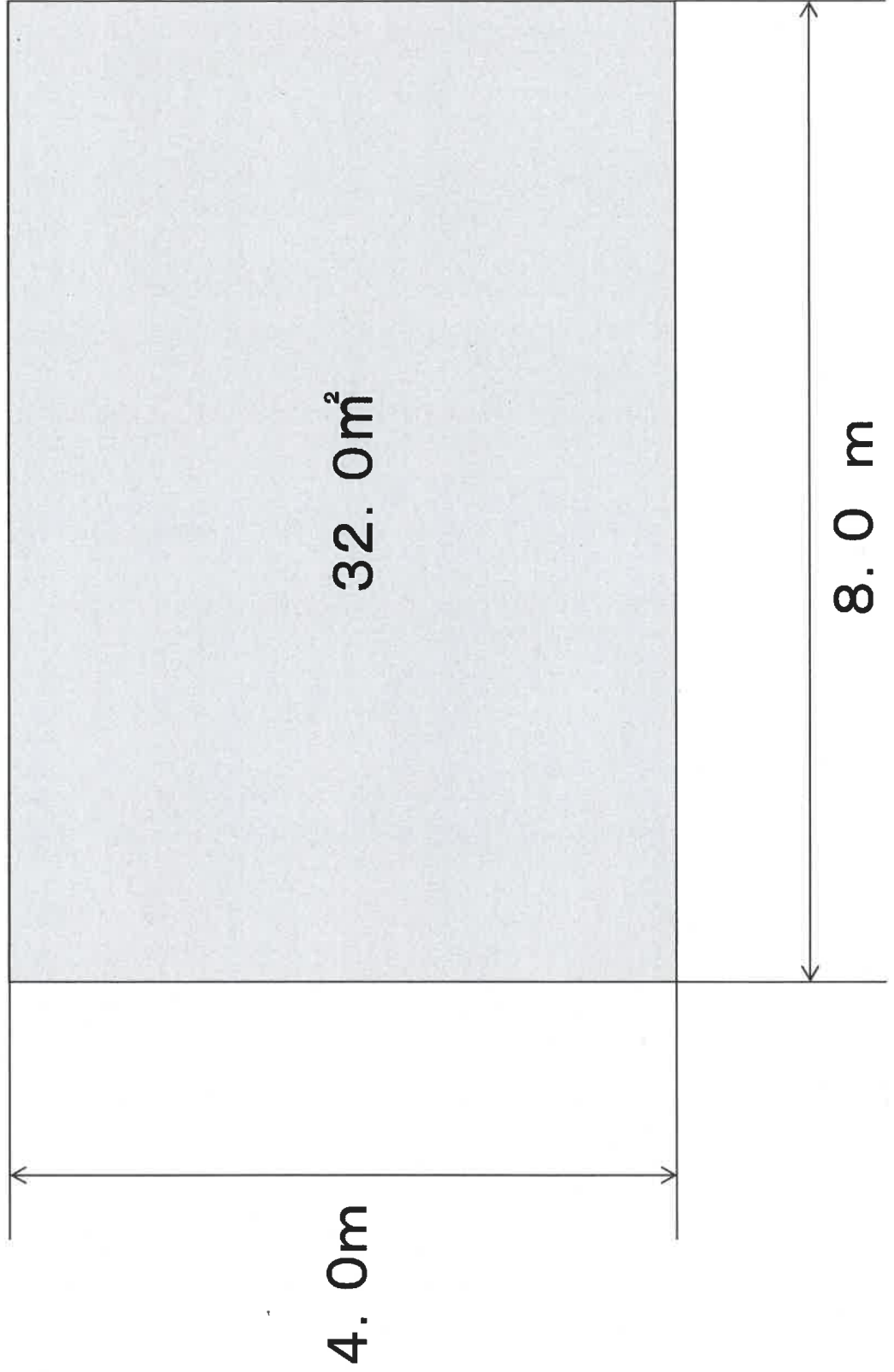
売店設置場所

横 監

海



求積図



平成 年 月 日

業 務 確 約 書

海上自衛隊横須賀地方総監 殿

『「サマーフェスタ2019」における臨時売店』の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約致します。

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別 法人 ・ 個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印または登録印を使用してください。

企画提案書

商号又は名称

業種

設置場所：横須賀地方総監部

1	主な販売予定商品・販売価格表 別紙第4のとおり。
2	従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置
3	衛生管理方法（飲食類販売店舗のみ。）
4	クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが生じた場合の対処方法
5	その他（アピールポイント 等）

誓約書

私
当社は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、使用許可を受けた国有財産の使用にあたっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確約するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 出店業者としての不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店もしくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有しているとき。

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律に規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

(1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標榜ゴロ（※1）、政治活動標榜ゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1) による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

海上自衛隊横須賀地方総監 殿

平成 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

印

法人（団体名）	
代表者氏名	

火気・電気の使用				
火気	使用する・使用しない		電気	使用する・使用しない
	使用する場合	箇所		
	プロパンガス	箇所		
	炭 火	箇所		
店舗設置予定図				
<p>1 火気・電気を使用する場合、使用箇所を明記する。</p> <p>2 火気を使用する場合、消火器の設置場所を明記する。</p>				

